

2023年6月14日

加盟団体 各位

公益財団法人日本ハンドボール協会
競技・審判本部
メディカルサポート委員会

「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後について」

平素より当協会の活動に際し格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが、これまで「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」になりました。政府でも、「法律に基づき行政が様々な要請・関与していく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わります。」このように通達されております。※厚労省より

それに倣い当協会としてこれまで皆様にご協力頂きながら、取組んで参りました各種「ハンドボール事業活動実施ガイドライン」を廃止することといたします。

しかしながら、基本的感染症対策について政府・各種団体として一律に対応を求めることはありませんが、感染症対策の実施については、個人・事業者の判断が基本となります。変更後も感染症拡大を防止するために、基本的感染症対策は重要であるため、下記に引き続き必要となる情報を記載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 基本的な感染症対策の考え方

① マスクの着用について

・個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

※個人の意思に反してマスクの着用を強いることがないよう個人やチームの判断が尊重されるようご配慮願います。

※競技会のルール、施設のルール等で着用を求められるとき以外は、個人の判断に委ねるものとします。

・高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、着用が効果的な場合はマスクの着用を推奨します。

※高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所「3密状態」の場合は、近接した会話を避けることが、感染症防止対策として有効です。

② 手洗い等の手指衛生・換気について

・新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ引き続き励行をお願いいたします。

2. 位置づけ変更後の感染症対策の実施の考え方と、陽性者・体調不良者に対する対応について

① 競技会等における施設入場時の検温、入り口での消毒液の設置、アクリル板、ビニールシート等のパーテーション（仕切り）の設置は原則撤廃と致します。

② 陽性判定書・体調不良者について

・陽性判定者（有症状）発症の翌日から5日間は外出を控え、症状軽減から24時間経過するまでは外出を控えてください。

・陽性判定者（無症状）検査採取日を発症日（0日）として、5日間経過するまで外出を控えてください。

※有症状・無症状にかかわらず10日間が経過するまではウイルスを排出する可能性があるため、できるだけマスクを着用し、人混みは避け高齢者との接触は控えるようにしてください。

③ 以下のいずれかの症状に該当する「体調不良者」は、競技会・練習・試合等への参加を見合わせてください。

ア) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。

イ) 重症化しやすいリスクのあるひと（高齢者・基礎疾患がある人）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状のある人

ウ) 比較的軽い風邪が続く

※体調不良者は発症から数えて2日、及び症状消失より数えて3日間は活動を休み、自宅療養することを推奨します。

3. 競技会・スポーツイベント等の「入場制限」について

イベント開催における入場制限の上限規制は撤廃といたします。

※ただしイベント参加前・参加後は移動中や移動先の感染防止のため、基本的感染症対策を取り、感染リスクのある行動の回避など適切な行動をとってください。

また、感染症拡大の状況などにおいては、主催者により、制限が発せられることもありまので、その際には主催者の指示に従ってください。

4. 位置づけ変更後の新たな変異株出現等への対応について

位置づけ変更後、政府より新たに発出される要請に基づき、必要な対策を講じることといたします。また、感染拡大等の状況に応じてこれまでの取り組みを参考に感染症対策を強化していく事もありますので、予めご承知おきいただけますようお願いいたします。

◆厚生労働省より

<https://www.mhlw.go.jp/content/001091810.pdf>

※新型コロナウイルス感染症は今後も一定の流行が続くと予想されています。厚生労働省としては、「5類感染症」への位置づけの変更に伴うこれらの対応を医療関係者、都道府県、市区町村等関係者と連携して進めています。なお、今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直していきます。併せて、迅速かつ的確に、次の感染症危機に対応できるよう、昨年成立した改正感染症法等に基づく必要な準備についても進めていきます。

以上